

## 議案第 13 号

### 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

#### [制定理由]

刑法の一部改正に伴い、用語の整理が必要となる小田原市表彰条例ほか 12 件の条例を一括して改正するため制定する。

#### [内 容]

##### 1 拘禁刑の創設に伴う用語の整理（整理条例第 1 条～第 3 条関係）

自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止されるとともに、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、次の条例について所要の用語の整理を行うこととする。

- (1) 小田原市表彰条例（第 9 条関係）
- (2) 小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（第 6 条関係）
- (3) 小田原市職員の給与に関する条例（第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係）
- (4) 小田原市職員の退職手当に関する条例（第 13 条～第 15 条及び第 17 条関係）
- (5) 小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（第 5 条関係）
- (6) 小田原市公設地方卸売市場条例（第 6 条の 3 及び第 17 条の 2 関係）
- (7) 小田原市下水道条例（第 5 条の 13 関係）
- (8) 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（第 4 条関係）
- (9) 小田原市情報公開条例（第 32 条関係）
- (10) 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（附則第 4 条関係）
- (11) 小田原市個人情報保護審査会条例（第 13 条関係）
- (12) 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（第 16 条関係）
- (13) 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（第 42 条関係）

##### 2 経過措置（整理条例附則第 2 項～第 5 項関係）

懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に伴う所要の経過措置を定めることとする。

#### [適 用]

令和 7 年 6 月 1 日